

腸管出血性大腸菌による食中毒事案について

県は、株式会社フーズ・フォーラスに対し、本日(5月6日)焼肉酒家えびす砺波店及び高岡駅南店の営業を食品衛生法第55条に基づき無期限の「営業禁止」の処分としました。

1 処分対象施設

(1) 砺波店

所在地：砺波市となみ町 111
屋号：焼肉酒家えびす砺波店
業種：飲食店営業(食堂)
営業者：(株)フーズ・フォーラス 代表取締役 勘坂康弘

(2) 高岡駅南店

所在地：高岡市大野 263-1
屋号：焼肉えびす駅南店
業種：飲食店営業(食堂)
営業者：(株)フーズ・フォーラス 代表取締役 勘坂康弘

2 処分内容

食品衛生法第55条に基づく営業の全部禁止

3 処分理由

- (1) 営業停止処分当時の状況に比べて被害が拡大、深刻化している状況にあるため
- (2) 食中毒再発防止のための対策が講じられていないため

(参考) これまでの処分経過

「焼肉酒家えびす砺波店」
平成23年4月27日から29日まで3日間の営業停止

「焼肉えびす駅南店」
平成23年4月30日から5月2日まで3日間の営業停止